五　申請者が、第十一条の十の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条の規定による都道府県事務の廃止の届出をした者（当該都道府県事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七　申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者

ロ　第三号又は前号に該当する者

ハ　第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ　第五号に規定する期間内に次条の規定による都道府県事務の廃止の届出をした法人（当該都道府県事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

（指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第十一条の八　指定都道府県事務受託法人は、当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該都道府県事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（指定都道府県事務受託法人による報告）

第十一条の九　都道府県知事は、都道府県事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定都道府県事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

（指定都道府県事務受託法人の指定の取消し等）

第十一条の十　都道府県知事は、指定都道府県事務受託法人が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　法第二十四条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たさなくなったとき。

二　指定都道府県事務受託法人が、第十一条の七第二項第三号又は第七号のいずれかに該当するに至ったとき。

三　指定都道府県事務受託法人が、厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に従って適正な都道府県事務の運営をすることができなくなったとき。

四　指定都道府県事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五　指定都道府県事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の三第一項の指定を受けたとき（当該指定都道府県事務受託法人が指定市町村事務受託法人の指定を受けている場合にあっては、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたときを含む。）。

六　前各号に掲げる場合のほか、指定都道府県事務受託法人が、法及び第三十五条の五各号に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

七　前各号に掲げる場合のほか、指定都道府県事務受託法人が、都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき（当該指定都道府県事務受託法人が指定市町村事務受託法人の指定を受けている場合にあっては、市町村事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときを含む。）。

八　指定都道府県事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

（指定都道府県事務受託法人の指定等の公示）

第十一条の十一　都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一　法第二十四条の三第一項の指定をしたとき。

二　第十一条の八の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する都道府県事務の休止及び再開に係るものを除く。）があったとき。

三　前条の規定により法第二十四条の三第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

第十五条の三第二号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第三十五条の二中「第七十八条の二第四項第五号」の下に「（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四章第二節中第三十五条の十を第三十五条の十六とし、第三十五条の九を第三十五条の十五とし、同章第一節中第三十五条の八を第三十五条の十四とし、第三十五条の七を第三十五条の十三とし、第三十五条の六を第三十五条の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の特例に関する読替え）

第三十五条の十二　法第百十五条の十二第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条の二第九項	第一項と所在地市町村長	第百十五条の十二第一項と所在地市町村長（第百十五条の十二第二項第四号の市町村長をいう。以下この条において同じ。）
第七十八条の二第十項	第四項第四号	同号
	前項	第百十五条の十二第七項において準用する前項
	第四項第四号	同条第二項第四号
	、第一項	、同条第一項
第七十八条の二第十一項	第四十二条の二第一項本文	第五十四条の二第一項本文
	地域密着型サービス事業から第一項	地域密着型介護予防サービス事業から第百十五条の十二第一項
	第七十八条の十の第四十二条の二第一項本文	第百十五条の十九の第五十四条の二第一項本文
	第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項若しくは第七十八条の十五第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）	第百十五条の二十一において準用する第七十条の二第一項
	前項	第百十五条の十二第七項において準用する前項